

議案第 53 号

四條畷市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市都市公園条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

四條畷市長 錢谷 翔

提案理由

昨今の人件費や物価の高騰の影響に伴い、社会情勢の変化等に応じた使用料とするため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市都市公園条例の一部を改正する条例

四條畷市都市公園条例（昭和61年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3中 「

人口芝運動場	2時間	15,000円
人口芝運動場照明設備	1時間	2,000円

」
を

「

人口芝運動場	2時間	18,000円
人口芝運動場照明設備	1時間	2,400円

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四條畷市都市公園条例別表第3の規定は、令和8年9月1日以後の四條畷市総合公園の使用に係る使用料について適用し、同日前の四條畷市総合公園の使用に係る使用料については、なお従前の例による。